

UNITED STATES DISTRICT COURT  
SOUTHERN DISTRICT OF NEW YORK  
(ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所)

外国為替基準レート反トラスト訴訟事件

No. 1:13-cv-07789-LGS

The updated claim filing deadline is May 16, 2018. Mailing of Claim Assessment Notifications will commence on May 31, 2018.

**集団訴訟の和解通告書**

本通告書全体をよくお読みください。合衆国連邦裁判所は、本通告書を認可しました。貴殿の権利が本件訴訟手続きによって影響を受ける可能性があります。本通告書は、貴殿に対し、本件訴訟に係る貴殿の権利と選択肢を通知するものです。本書には、本件和解の利益を共有することを望む場合に、貴殿が行わなければならない事項が記載されています。貴殿が本和解の共有を請求するには、貴殿は、有効な請求および棄権の証明書を2018年3月22日以前の消印の郵便で、または同日までに電子的方法で提出しなければなりません。

対象者：2003年1月1日から2015年12月15日の間に、以下のいずれかの取引に参加した者全員：

- 1) 被告、免責対象当事者、被告の直接的もしくは間接的な親会社、子会社もしくは部門、または共謀者との間で直接行われた1つまたは複数の外国為替商品（係る参加者が米国もしくはその領土に住所を定めていた場合か、または米国もしくはその領土外に住所を定めていた場合には、米国もしくはその領土で1つまたは複数の外国為替商品を取引したとき）
- 2) 1つまたは複数の取引所外国為替商品（係る参加者が米国もしくはその領土に住所を定めていた場合か、または米国もしくはその領土外に住所を定めていた場合には、米国の取引所で1つまたは複数の取引所外国為替商品の取引に参加したとき）

これらの項で用いられている主な用語は、他の主な用語と同様に、質問3、7、17で説明または定義されています。

本集団訴訟の和解通告書（「通告書」）は、Rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure and an Order of the United States District Court for the Southern District of New York（米国連邦民事訴訟規則の規則23およびニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所の命令）（「裁判所」）に準じて行われています。これは迷惑メール、広

告、あるいは弁護士からの売り込みではありません。貴殿が訴えられているわけではありません。

この通告書は、以下の言語に翻訳されています：フランス語、ドイツ語、インドネシア語、イタリア語、日本語、韓国語、ポーランド語、繁体字中国語、簡体字中国語、スペイン語、ロシア語、ポルトガル語、ルーマニア語、ベトナム語。本通告書の翻訳版は、[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)（「和解ウェブサイト」）から入手できます。

本通告書の目的は、係争中の集団代表訴訟案（「本件訴訟」）および以下の「和解被告」との本件訴訟の和解（「和解」または「和解合意」）についてお知らせすることです：

1. Bank of America Corporation、Bank of America, N.A. および Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith Incorporated（「Bank of America」）
2. 三菱東京UFJ銀行（The Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. 「BTMU」）
3. Barclays Bank PLC および Barclays Capital Inc.（「Barclays」）
4. BNP Paribas Group、BNP Paribas North America Inc.、BNP Paribas Securities Corp. および BNP Prime Brokerage, Inc.（「BNP Paribas」）
5. Citigroup Inc.、Citibank, N.A.、Citicorp および Citigroup Global Markets Inc.（「Citigroup」）
6. Deutsche Bank AG および Deutsche Bank Securities Inc.（「Deutsche Bank」）
7. The Goldman Sachs Group, Inc. および Goldman, Sachs & Co.（「Goldman Sachs」）
8. HSBC Holdings PLC、HSBC Bank PLC、HSBC North America Holdings Inc.、HSBC Bank USA, N.A. および HSBC Securities (USA) Inc.（「HSBC」）
9. JPMorgan Chase & Co. および JPMorgan Chase Bank, N.A.（「JPMorgan」）
10. Morgan Stanley、Morgan Stanley & Co., LLC、および Morgan Stanley & Co., International PLC（「Morgan Stanley」）
11. RBC Capital Markets LLC（「RBC」）
12. The Royal Bank of Scotland Group PLC、The Royal Bank of Scotland PLC および RBS Securities Inc.（「RBS」）
13. Société Générale（「Soc Gen」）
14. Standard Chartered Bank（「Standard Chartered」）、および
15. UBS AG、UBS Group AG および UBS Securities LLC（「UBS」）

貴殿がこの通告書を受領するのは、貴殿が本件訴訟の和解集団のメンバーである可能性を示す記録があるため、それは、貴殿が和解に適格な取引である外国為替商品または取引所外国為替商品を1つまたは複数取引したことによります。

裁判所は、本訴訟において貴殿および和解集団を代表するために、下記の弁護士を選任しています。

Christopher M. Burke  
Scott+Scott, Attorneys at Law, LLP  
707 Broadway, Suite 1000  
San Diego, CA 92101  
電話:619-233-4565  
cburke@scott-scott.com

Michael D. Hausfeld  
Hausfeld LLP  
1700 K Street, NW, Suite 650  
Washington, DC 20006  
電話:202-540-7200  
mhausfeld@hausfeld.com

本件訴訟では、和解被告および、Credit Suisse Group AG、Credit Suisse AG、および Credit Suisse Securities (USA) LLC (「Credit Suisse」) すなわち和解に到達していない被告 (「和解しない被告」、和解被告とあわせて「被告」と総称する) が、Sections 1 and 3 of the Sherman Antitrust Act, 15 U.S.C. § § 1, 3 (シャーマン反トラスト法のセクション1および3) に違反して外国為替 (「FX」) 市場で価格設定を企んだことが主張されています。本件訴訟では、被告が、Commodity Exchange Act, 7 U.S.C. § § 1 *et seq* (商品取引法) に違反して外国為替市場に関する人為操作に関与したことも主張されています。被告は、本件訴訟において被告に対して行われた主張に実体的内容があることを否定しています。

裁判所は、Bank of America、BTMU、Barclays、BNP Paribas、Citigroup、Deutsche Bank、Goldman Sachs、HSBC、JPMorgan、Morgan Stanley、RBC、RBS、Soc Gen、Standard CharteredおよびUBSとの和解を仮承認しています。全免責対象当事者に対する全放棄対象請求を解決するために、和解被告は、合計2,310,275,000ドルを支払うことに同意しました。各和解被告が合意した、通知および管理費用に当てる目的で支払われた資金を含む和解金額:

和解被告	金額
BTMU	10,500,000ドル
Bank of America	187,500,000ドル
Barclays	384,000,000ドル
BNP Paribas	115,000,000ドル
Citigroup	402,000,000ドル
Deutsche Bank	190,000,000ドル
Goldman Sachs	135,000,000ドル
HSBC	285,000,000ドル
JPMorgan	104,500,000ドル
Morgan Stanley	50,000,000ドル
RBC	15,500,000ドル

和解被告	金額
RBS	255,000,000ドル
Soc Gen	18,000,000ドル
Standard Chartered	17,200,000ドル
UBS	141,075,000ドル
合計和解額	2,310,275,000ドル

和解被告は、集団原告および和解集団メンバーのために、確認的開示を含めて合理的な協力を提供することにも同意しました（「協力の提供」）。集団訴訟代理人は、この協力の提供が、全主張を否認する和解しない被告に対する訴訟における原告の請求を追及する際に、集団原告の助けになったし、今後も助けになると考えています。和解集団メンバーは、和解に参加することにより、和解しない被告に対する自己の請求を放棄するわけではありません。

以下の図表は、本件和解に関する貴殿の権利および選択肢の概要を記したものです。貴殿の権利および選択肢に関するより詳細な情報は、和解合意および分配計画に記載されており、その全文は[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)（「和解ウェブサイト」）から入手できます。

これらの和解における貴殿の法的権利および選択肢	
何もしない	貴殿が和解集団の説明の一つに当てはまる場合には、自動的に和解集団のメンバーとなります。ただし、適時に請求を提出しない場合には、貴殿は、本件和解から何らの支払いも受けません。承認された場合には、貴殿は、過去および将来の裁判所判決により拘束されますが、これには和解、さらには和解による棄権に関するものが含まれます。しかし、和解からの支払いを受ける資格はありません。質問18を参照してください。
請求書式を提出する	有効な請求および棄権の証明書（「請求書式」）にもれなく記入し、遅くとも2018年3月22日までに提出した場合、貴殿は正味和解基金を共有する資格があります。請求書式を提出した場合、貴殿が集団メンバーであれば、貴殿は和解集団に留まります。承認された場合には、貴殿は、過去および将来の裁判所判決により拘束されますが、これには和解、さらに和解による棄権に関するものを含まれます。請求書式を提出しない場合には、貴殿は、本件和解の下でいかなる支払いも受けません。質問13を参照してください。

これらの和解における貴殿の法的権利および選択肢	
和解から脱退する	和解から脱退することを望む場合、貴殿は2018年2月7日までに文書による要請を提出しなければなりません。脱退する場合、承認されれば、貴殿は和解または和解による棄権から拘束を受けません。また、貴殿は本件和解から支払いを受ける資格はありません。質問19-23を参照してください。
和解に異議を申し立てる	和解に異議の申立てを望む場合、貴殿は2018年2月7日までに請求管理者まで異議申立書を提出しなければなりません。請求管理者は、貴殿の異議を集団訴訟代理人に提出し、集団訴訟代理人がそれを裁判所に提出します。異議を申し立てるには、貴殿は和解集団内にあり、そこに留まらなければなりません。質問24と25を参照してください。
公正審理に出廷する	貴殿は、本件和解について公正審理で発言する許可を、貴殿の異議申立書中にその要望を含めることにより、裁判所に求めることができます。異議申立書は、2018年2月7日までに請求管理者に提出しなければなりません。請求管理者は、貴殿の要望を集団訴訟代理人に提出し、集団訴訟代理人がそれを裁判所に提出します。公正審理は、2018年5月23日の午後4時00分に予定されています。質問 28-30を参照してください。
弁護士を通じて出廷する	貴殿は自己の費用負担で、訴訟代理人を通じて訴訟に参加できます。質問26、29、30を参照してください。

これらの権利および選択肢ならびにそれらを行行使する最終期限は、この通告書で説明しています。

\*\*\*\*請求を提出することを選択した場合、貴殿は、請求管理手続における使用のために、1つまたは複数の和解被告との外国為替商品取引、および2003年1月1日から2015年12月15日における取引所外国為替商品取引に関する情報の開示に同意するとともに、かかる情報について適用される銀行秘密およびデータプライバシーに関する法律によって提供される一切の保護または類似の一切の秘密保護を放棄し、該当する和解被告人に開示を指示することになります。該当する場合、貴殿はさらに、請求管理手続における使用のために、2003年1月1日から2015年12月15日までの自己の取引所外国為替商品の取引または保有について記載された一切の書類に対する権利を放棄することになります。かかる書類には、仲買業者、FCM(s)、CME、およびICE等を含む第三者から取得したのものも含まれます。貴殿が本件和解に異議の申立てまたは脱退を選択した場合、異議申立および脱退の裁判所提出によって貴殿の身元は公に開示されることとなります。\*\*\*\*

## この通告書に含まれる内容

### 目次

ページ

<b>基本情報</b> .....	7
1. 集団代表訴訟とは？.....	7
2. なぜ私はこの通告書を受け取ったのですか？ .....	8
3. この通告書で使用される定義は？ .....	8
4. この訴訟は何に関するものですか？ .....	9
5. なぜ「和解裁定」があるのですか？ .....	10
6. この和解裁定は、和解しない被告に対する請求にどのような影響を及ぼしますか？ .....	11
<b>和解から金銭を取得する者</b> .....	11
7. 自分が集団メンバーかどうかはどうすればわかりますか？ .....	11
8. 和解集団に参加できる場合の例外はありますか？.....	12
9. 和解に含まれる取引の地理的範囲は何ですか？ .....	13
10. 両方の和解集団のメンバーとなることはできますか？ .....	13
11. 自分が和解集団に参加できるかどうかまだわかりません。 .....	13
<b>和解のメリット</b> .....	14
12. 和解によって何を得られますか？ .....	14
13. どうすれば支払いを受けられますか？.....	14
14. 支払いはいくらになりますか？.....	16
15. いつ支払いを受けられますか？.....	17
16. 請求書式を提出した後、何かする必要がありますか？ .....	17
17. 支払いを受ける際の代償はありますか？ .....	17
18. 何もしないとどうなりますか？.....	19
<b>和解から脱退する</b> .....	20
19. 和解集団に留まりたくない場合は、どうすればよいですか？ .....	20
20. 脱退する方法は？ .....	20

21. 脱退しない場合、後日、同じ事柄で和解被告および他の免責対象当事者を訴える ことができますか？.....	21
22. 脱退した場合、和解から金銭を得られますか？ .....	21
23. 和解から脱退した場合でも、異議を申し立てられますか？ .....	21
<b>和解に異議を申し立てる</b> .....	21
24. 和解についての考えを裁判所に伝えるには、どうすればよいですか？ .....	21
25. 異議の申立てと脱退の違いは何ですか？ .....	22
<b>訴訟代理人</b> .....	23
26. 本件には弁護士がいますか？ .....	23
27. 弁護士への支払いはどのようになっていますか？.....	23
<b>裁判所の公正審理</b> .....	23
28. 裁判所は、いつ、どこで和解を承認するかどうかを決めるのですか？ .....	23
29. 公正審理に出廷する必要がありますか？ .....	24
30. 公正審理において、自ら発言することはできますか？ .....	24
<b>詳しい情報を得るには</b> .....	24
31. 詳しい情報を得るには、どうすればよいですか？.....	24

## 基本情報

### 1. 集団代表訴訟とは？

集団代表訴訟とは、1人または複数の代表原告（本案件においては集団原告）が自分達自身および被告に対して類似の請求を有するその他の類似の状態にある人（すなわち集団）を代表して訴訟を提起する訴訟です。代表原告、裁判所および任命された弁護士は、集団のメンバー全員の利益が適切に代理されていることを確認する責任を負っています。

重要なこととして、集団のメンバーは、弁護士費用や訴訟費用について個別に責任を負いません。集団代表訴訟では、弁護士費用や訴訟費用は、和解基金（または裁判所の認めた判決額）から支払われ、裁判所の承認を受けなければなりません。集団の利益になるような実際の損害賠償額がなければ、弁護士は支払いを受けられません。

和解被告とのこの和解など、代表原告が集団を代表して被告との和解を締結する場合、裁判所は、和解集団のメンバーに和解の通知を行い、和解について公聴の機会を与えることを要求します。次に裁判所は、とりわけ、和解が公正、適正かつ妥当であるかどうかを判断するための公聴会（公正審理という）を行います。

## 2. なぜ私はこの通告書を受け取ったのですか？

貴殿がこの通告書を受領したのは、貴殿がこれを請求したか、または本和解グループのメンバーである可能性を示す記録があるためです。裁判所が和解を承認すべきかどうか決定する前に、貴殿には、和解グループの潜在的メンバーとして、和解被告との和解案について知る権利があります。

本通告書には、本件訴訟、和解、貴殿の法的権利、どのような利益が得られるか、その適格性を有するのは誰か、および適格な場合にその利益における貴殿の割り当てを受けることができる方法について説明されています。本通告書のもう1つの目的は、裁判所が開催する公正審理についてお知らせすることです。公正審理は、本件和解の公正さ、適正性および妥当性を考慮し、和解基金からの弁護士費用および訴訟費用の裁定に対する集団訴訟代理人（全原告を代表する弁護士）の申請を考慮するためのものです。

## 3. この通告書で使用される定義は？

この通告書は、参照により、以下の当事者との間のStipulations and Agreements of Settlements（和解の規約および合意）中の定義を含みます：Bank of America（2015年10月1日付け）（「Bank of America和解書」）、Barclays（2015年9月30日付け）（「Barclays和解書」）、BTMU（2017年2月14日付け）（「BTMU和解書」）、BNP Paribas（2015年10月1日付け）（「BNP Paribas和解書」）、Citigroup（2015年10月1日付け）（「Citigroup和解書」）、Deutsche Bank AG（2017年9月29日付け）（「Deutsche Bank和解書」）、Goldman Sachs（2015年10月1日付け）（「Goldman Sachs和解書」）、HSBC（2015年9月30日付け）（「HSBC和解書」）、JPMorgan（2015年10月1日付け）（「JPMorgan和解書」）、Morgan Stanley（2017年7月28日付け）（「Morgan Stanley和解書」）、RBC（2017年7月27日付け）（「RBC和解書」）、RBS（2015年10月2日付け）（「RBS和解書」）、Société Générale（2017年7月27日付け）（「Soc Gen和解書」）、Standard Chartered（2017年7月27日付け）（「Standard Chartered和解書」）およびUBS（2015年10月1日付け）（「UBS和解書」）（「和解書」または「和解合意」と総称する）。

これらの和解合意および裁判所のPreliminary Approval Order（仮承認命令）は、[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)（「和解ウェブサイト」）の請求管理者のウェブサイトに掲示されています。用いられた主な用語で定義されていないものはすべて、和解合意および裁判所のPreliminary Approval Order（仮承認命令）と同じ意味を持つものとします。参照しやすいように、重要な定義をいくつか記載します。

- 「FXベンチマークレート」とは、以下を総称的にいいます：(i) WM/Reuters fixing rates（午後4時00分のロンドンクロージングスポットレートを含む）、(ii) European Central Bank（「ECB」）FX reference rates（ロンドン時間午後1時15分に設定されるECBレートを含む）、(iii) Chicago Mercantile Exchange（「CME」）daily settlement rates（中部標



準時午後2時00分に設定されるレートを含む)、(iv)その他のFXベンチマークレート、仲値または基準相場。

- 「取引所外国為替商品」とは、取引所を介した取引のために上場されたあらゆる外国為替商品をいいます。これには外国為替先物取引および外国為替先物取引のオプションを含みますが、これらに限定されません。
- 「外国為替商品」とは、外国為替スポット取引、フォワード、スワップ、先物取引、オプションおよびその他の外国為替商品または外国為替取引でその取引または決済価額が何らかの形で外国為替レートに関係するものをいいます。
- 「外国為替取引」とは、外国為替商品および取引所外国為替商品の取引をいいます。そのような取引が発生し、または引き受けられる方法にかかわらずなく、また、外国為替商品または取引所外国為替商品に関してビッドおよびオファーを保留するという決定にもかかわりません。
- 「和解集団メンバー」とは、和解集団のメンバーであって、裁判所が策定した手続きに従った適時で有効な脱退を行っていない「人」をいいます。
- 「和解集団」は、「直接和解集団」および「取引所限定和解集団」をいいます。直接和解集団および取引所限定和解集団は、下記の質問7に対する回答で定義されています。

#### 4. この訴訟は何に関するものですか？

概して集団原告は、被告がSections 1 and 3 of the Sherman Antitrust Act, 15 U.S.C. §§ 1, 3 (シャーマン反トラスト法のセクション1および3) に違反して外国為替市場で価格を固定しようとしたこと、ならびに被告がCommodity Exchange Act, 7 U.S.C. §§ 1, *et seq* (商品取引法) に違反して外国為替市場を人為操作したことを主張しています。集団原告は、この行為が複数の異なる手段を介して実行されたと主張しています。

集団原告は、被告が和解集団のメンバーにより支払われる外国為替ベンチマークレートを固定しようとしたと主張しています。外国為替ベンチマークレートは、1日のうちで一定の時間に公表されるレートで、被告が和解集団のメンバーにオファーし、取引を実行した価格です。外国為替ベンチマークレートで最も広く使われているものは、WM/Reuters Closing Spot Ratesですが、これは、最も広く取引される通貨ペアについて、ロンドン時間の午後3時59分30秒と午後4時00分30秒の間に特定の市場で実行された実際の取引の中間価格を使用してロンドン時間の午後4時00分に設定されました。集団原告は、被告が、外国為替ベンチマークレートを操作し固定するために被告の取引ポジションおよび取引戦略を調整する目的で部外秘の注文および取引の情報を共有したと主張しています。

集団原告は、被告が、被告から和解集団のメンバーに提示したスプレッドを固定しようと企んだと主張しています。Third Consolidated Amended Class Action Complaint（第三次合併修正版集団代表訴訟訴状）（「訴状」）に記載されているとおり、スプレッドは、被告がある通貨を買うことを示したレートと被告がその通貨を売るレートとの差額です。集団原告は、被告がチャットおよび他の手段での通信を通じてスプレッドについて協議の上、合意したと主張しています。スプレッドを固定するという申立共同謀議は、外国為替市場での競争を減少させて人為的にスプレッドを増加し、その結果として被告は、共同謀議がなかった場合より低いレートで通貨を買い、共同謀議がなかった場合より高いレートで通貨を売り、申立談合なしの場合よりも競争力の弱いスプレッドを提示したと主張されています。

集団原告は、被告が、クライアントのストップロスおよび指値注文の誘発、クライアント指値注文の指値注文価格よりも良いレベルへの誘導、クライアント注文のフロントランニング、ならびに「終値の売り崩し」（すなわち、外国為替ベンチマークレート設定の直前およびその間に、大口のクライアント注文を小口の取引に分割すること）、スクリーンの塗りつぶしおよび訴状で主張されているその他の戦術に従事することによる価格の固定を企んだとも主張しています。

集団原告は、この行為の結果として、和解集団のメンバーが外国為替取引のために超競争価格を支払ったと主張しています。被告は、集団原告のいう不正行為の主張を否認しています。

貴殿は、訴状に目を通すことにより、本件訴訟中の具体的な主張に関して詳細な情報を取得することができます。訴状は、[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)から入手できます。

## 5. なぜ「和解裁定」があるのですか？

集団原告および集団訴訟代理人は、和解集団のメンバーが、訴状に記載されているとおり被告の行為により損害を受けたと考えています。いずれの被告も、訴状中で集団原告が行った重要な主張を否認しており、本請求には実体的内容がないと考え、さらには集団原告の請求は、審理前に、審理において、または控訴において棄却されるはずだと考えています。裁判所は、集団原告または和解被告のどちらを支持するか決定していません。その代わりに、集団訴訟代理人は、本件訴訟の話し合いによる解決に向け、各和解被告との個別の調停を行いました。集団原告および和解被告は、本件和解裁定が和解集団および和解被告それぞれの最大の利益になると考えています。本件和解では、双方が、長期にわたる訴訟の危険および費用ならびに公判前訴訟手続き、審理および上訴の不確実さを回避できるのみならず、承認されれば、適格な和解集団メンバーで有効な請求を提出する者には、最終的に何も受け取れないという危険を冒すのではなく、何らかの補償を受けることが許されます。集団原告および集団訴訟代理人は、本件和解が和解集団のメンバー全員の最大利益であると考えています。

和解被告は、予定和解集団のために、現金で合計2,310,275,000ドル（「和解基金」）を支払うことに同意しました。和解が承認された場合、和解基金にそれが創設された日

から生じる利息を加えた額から、和解集団の通知関連費用、請求管理費用、ならびに裁判所が裁定した弁護士費用および経費を差し引いた金額（「正味和解基金」）を、有効な請求書式を提出する和解集団のメンバー全員で分割します。

集団原告は、予備的モデルを作成しましたが、それによれば、和解集団が裁判で全被告を相手取って取得できるであろう潜在的な損害賠償額の幅は、3倍する前でおおよそ80億ドル～100億ドルの間であると推定されます。2,310,275,000ドルの和解基金は、この損害賠償額の幅の23%～29%に相当します。この損害賠償額の幅は、訴訟の危険が割り引きされておらず、現在までに受領している情報および取引データに基づいているので、さらなる情報および取引データの受領に基づき変わる場合があります。

本件和解合意では、連帯責任に基づき、引き続き訴訟を争う和解しない被告を相手取り損害賠償全額を回復するという和解集団の権利を保持します（和解金額のための3倍額補正後）。和解被告は、集団原告が審理で勝ったはずである（集団の認定に成功して略式判決の申立てを乗り切ったとしても）とは考えていません。また、和解被告は、その結果、和解集団のメンバーが何も受け取れないはずだと考えています。

本件和解が承認された場合、和解被告は、訴訟の被告ではなくなりますが、本件訴訟は、和解しない被告を相手取り継続します。本件和解が承認されなければ、和解被告は、訴訟の被告として留まり、集団原告は、和解被告および和解しない被告の双方を相手取り請求の追及を続けることとなります。

## 6. この和解裁定は、和解しない被告に対する請求にどのような影響を及ぼしますか？

和解しない被告を相手取った集団原告の請求は、本件和解が承認されるか否かを問わず、法定での争いおよび審理の準備を継続します。和解しない被告を相手取り損害賠償が裁定された場合には、和解しない被告は、その損害賠償の裁定を本件和解の金額中で削減しようとする場合があります。削減があったとしても、本件和解に基づく集団メンバーの回収金には影響を及ぼしません。本件和解の承認または和解集団の認定における裁判所の裁定は、和解しない被告に関する将来の申立てに対する裁判所の決定には影響を及ぼしません。これには、本件訴訟でその他の集団を認定するための申立てが含まれません。

### 和解から金銭を取得する者

## 7. 自分が集団メンバーかどうかはどのようにすればわかりますか？

裁判所の仮承認命令で、裁判所は、2つの和解集団を仮に承認しました。

第一に、**直接和解集団**の定義は次のとおりです。

2003年1月1日から2015年12月15日の間に、被告、被告の直接的もしくは間接的な親会社、子会社もしくは部門、免責対象当事者、または共謀者との

間で直接に外国為替商品の取引に参加した者であって米国もしくはその領土に住所を定めていた者か、または米国もしくはその領土外に住所を定めていた場合には、米国もしくはその領土で外国為替商品を取引した者の全員。

第二に、取引所限定和解集団の定義は次のとおりです。

2003年1月1日から2015年12月15日の間に、取引所外国為替商品の取引に参加した者であって米国もしくはその領土に住所を定めていた者か、または米国もしくはその領土外に住所を定めていた場合には、米国の取引所で取引所外国為替商品の取引に参加した者の全員。

これらの説明が当てはまる人でも、必ず和解集団のメンバーとなるわけではありません。和解集団からの除外については、質問8を参照してください。

「外国為替商品」および「取引所外国為替商品」という用語は、質問3で定義されています。外国為替商品の例には、外国為替スポット、外国為替フォワード、外国為替スワップおよび店頭（「OTC」）外国為替オプション取引が含まれます。取引所外国為替商品の例には、Chicago Mercantile Exchange（「CME」）またはICE Futures U.S.（「ICE Futures」）のような取引所で取引される外国為替先物取引契約および外国為替先物取引契約のオプションが含まれます。

たとえ貴殿に和解被告の一員との間で外国為替商品の取引がなかったとしても、2003年1月1日から2015年12月15日の間に和解しない被告と外国為替商品を取引した場合、またはこの間に取引所外国為替商品を取引した場合には、和解集団のメンバーとなる可能性があります。そのような取引は、和解書に基づく請求を行う上で適格ですが、ただし貴殿が米国に住所を定めていたこと、または貴殿が米国外に住所を定めていた場合には貴殿の取引が米国内で発生したことが条件となります。貴殿がそのような集団メンバーである場合、本件和解から身を引かない限り、貴殿は、和解被告および和解しない被告の双方との間の貴殿の取引に関連した、和解被告および他の免責対象当事者を相手取る全請求を放棄することになります。貴殿は、和解しない被告を相手取る請求を放棄することにはなりません。

## 8. 和解集団に参加できる場合の例外はありますか？

はい。以下のいずれかに当てはまる場合には、貴殿はどちらの和解集団にも含まれません。

- 被告
- 免責対象当事者
- 共謀者
- 被告、免責対象当事者または共謀者の役員、取締役または従業員
- 被告、免責対象当事者または共謀者が経営支配権を有する事業体

- 被告、免責対象当事者、共謀者の関係者、法定代理人、後継者もしくは譲受人、またはその代行者
- 本件訴訟を担当する司法官もしくはその肉親、または本件訴訟に任命された裁判所職員もしくは陪審員

ただし、投資媒体（投資会社または共同出資された投資基金を意味する）（これにはミューチュアルファンドファミリー、上場投資信託、ファンドオブファンズおよびヘッジファンドをこれらに限定することなく含む）であって、被告が直接的もしくは間接的な利害関係を有しもしくは有する可能性があるかまたは被告の関係者が投資顧問に従事する可能性があり、ただし、被告または被告それぞれの関係者が過半数保有者ではないか、または過半数受益権を保有していない場合には、本件和解集団から除外しません。

## 9. 和解に含まれる取引の地理的範囲は何ですか？

米国（またはその領土）に居住している場合、被告と直接取り引きされた外国為替商品および取引所外国為替商品でのあらゆる金融商品は、取引がどこで行われたかを問わず、集団和解の対象期間中に発生した場合は、適格となります。米国に所在する事業体が、米国以外の子会社、関連会社、またはその他の外国法人を経由して海外で取引する場合、そのような事業体は、本件和解の下では非米国所在の事業体とみなされます。

貴殿が米国以外に居住している場合、取引が集団和解の対象期間中に米国内で発生していれば、被告と直接取り引きされた外国為替商品および取引所外国為替商品でのあらゆる金融商品は適格となります。

## 10. 両方の和解集団のメンバーとなることはできますか？

いいえ。直接和解集団および取引所限定和解集団両方のメンバーとして適格である場合には、直接和解集団のメンバーとみなされます。これは、取引所限定和解集団が、直接和解集団に該当する個人および法的主体を除外すると明確に定義されているからです。

和解書に基づく貴殿への支払金額は、どちらの和解集団のメンバーであるかには左右されません。分配計画に基づき、両方の和解集団のメンバーは、平等に取り扱われます。貴殿は、和解基金の和解集団メンバーへの分配方法について、分配計画中のより詳細な説明に目を通すことができます。分配計画は、[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)から入手できます。

## 11. 自分が和解集団に参加できるかどうかまだわかりません。

貴殿が参加できるか否かがわからない場合には、無償で問い合わせることができます。詳しい情報についてはフリーダイヤル：1-888-582-2289（米国とカナダ以外からは1-330-333-7253）に電話するか、または[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)をご覧ください。または、請求書式に記入の上、適時に返送することで、自身が適格かどうか確認することができます。

## 和解のメリット

### 12. 和解によって何を得られますか？

和解被告は、和解合意が承認された場合に和解集団への支払いおよび裁判所の承認した報酬および経費の支払いのために設立される基金（「和解基金」）に対し、総計で2,310,275,00ドルを支払っています。1,250,000ドルからなる和解基金の一部は、和解集団への通知および請求管理の費用を支払うために指定されています（「通告書および管理基金」）。そのような費用が通告書および管理基金の金額を上回る場合には、残りの和解基金から支払われることとなります。

正味和解基金は、すべての費用、手数料および経費が控除された後（そのような費用および費用が裁判所によって承認された場合）、1,894,425,500ドル（和解基金の82%）以上となります。弁護士費用および支出の弁済に対する集団訴訟代理人の申請の詳細については、質問27を参照してください。正味和解基金は、分配計画に従って、2018年3月22日までに有効な請求書式を送付した和解集団メンバー（「有資格請求者」）に分割されます。

和解被告は、集団原告および和解集団メンバーのために、合理的な協力を提供することにも同意しました。和解被告の協力の義務には、裁判所命令および準拠法を条件として、取引データの作成、外国為替市場における不正行為の申立てを調査する特定政府機関にこれまでに引き渡した全文書の作成、文書の真正を証明するための情報および証人の提供、ならびに面接、宣誓証言および裁判証言のための証人の提供が含まれます。この協力の提供は、本和解の仮承認後から7年、または本件訴訟の終局判決が全被告に対して登録され、かつ控訴権がなくなった日付のいずれか遅い方まで失効しません。集団訴訟代理人は、この協力の提供が、和解しない被告に対する訴訟を引き続き遂行する上で助けになってきたし、引き続き助けになると考えています。

### 13. どうすれば支払いを受けられますか？

貴殿が和解集団のメンバーで、本件集団和解から脱退していなければ、貴殿は、正味和解基金から貴殿の金銭的持分を受けるための請求書式を提出する資格があります。請求書式は、本通告書に同封されています。請求書式は、[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)をご覧くださいか、または請求管理者フリーダイヤル：1-888-582-2289（米国とカナダ以外からは1-330-333-7253）に連絡することで入手できます。

記入方法をよく読み、請求書式にすべて記入し、署名した上で、書式に記載されているすべての必要書類とともに請求管理者まで提出してください。

請求書式では、和解合意に基づく請求について、2つの選択肢があります。

- オプション1は、推定請求オプションです。オプション1では、請求管理者は、和解被告の提出するデータを使用して貴殿の適格取引高を推定します。貴殿の取引が和解しない被告とのものに限られる場合、推定請求オプションは、貴殿には適用されません。
- オプション2は、記録請求オプションです。オプション2では、貴殿が和解ウェブサイト入手可能な電子データテンプレートを使用して適格な取引のデータおよび記録を提出すると、請求管理者は、貴殿の提出するデータおよび記録を使用して貴殿の適格取引高を推定します。
- プライムブローカーを使用して取引した場合、または匿名で電子証券取引ネットワーク（ECN）上で取引した場合、和解被告のデータの命名規則によって請求管理者が貴殿の適格な取引量のすべてを識別できない可能性があるため、オプション2を選択することが推奨されます。
- 取引所外国為替商品の取引で請求する請求者は、オプション1を選択した場合でも該当取引の記録を提出する必要がありますので、ご注意ください。

請求を提出するためのこれら2つの選択肢の詳細については、分配計画に目を通すことができます。分配計画は、[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)から入手するか、または請求管理者フリーダイヤル：1-888-582-2289（米国とカナダ以外からは1-330-333-7253）に連絡することで入手できます。

請求書式は、2018年3月22日までの消印の郵便により、または2018年3月22日の東部標準時午後11時59分までに[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)から電子的方法で提出する必要があります。

適時に提出された請求書式を受け取ると、請求管理者は「請求受領確認」の通知を送信します。請求受領確認は請求書式の受取を確認するとともに、重要な次の手続きをお知らせします。

請求管理者は、2018年4月1日に請求者への「請求査定通知」の配布を開始します。請求査定通知には、「適格参加金額」と、請求管理者による計算の根拠が示されます。「適格参加金額」とは、配布計画の定義された用語であり、質問14で説明されています。請求査定通知には、オプション1請求（推定請求オプション）からオプション2請求（書類による請求オプション）へ、またはその逆の請求の変更方法に関する情報、およびその場合の締め切り日も提示されます。

- 仮に、最初に貴殿がオプション1（推定請求オプション）を選択したとすると、請求管理者の推定を修正なしで受け入れるか、または請求管理者の推定に同意しない場合には、オプション2（記録請求オプション）で請求を提出する機会が与えられることとなります。オプション1では、貴殿の記録で請求管理者の推定を補うことができません。オプション2で請求を再提出することにした場合には、請求書式のセクションDおよび必要に応じてセクションEの下で必要とされる文書

を、請求査定通知の発行日から30日以内に提出する必要があります。オプション2で請求を再提出することを選択した場合、2つの見積りのうち高い方を自動的に受け取ります。

- 仮に、最初に貴殿がオプション2（記録請求オプション）を選択したとすると、請求管理者の推定を受領した後で、請求査定通知の発行日から30日以内にオプション1（推定請求オプション）での請求の提出を選択することができます。オプション1では、貴殿の記録で請求管理者の推定を補うことができません。オプション1で請求を再提出することを選択した場合、2つの見積りのうち高い方を自動的に受け取ります。

2003年1月1日から2015年12月15日までの期間中の外国為替商品および取引所外国為替商品の取引に関する全記録は、請求書式を提出する際に使用するの、保管しておいてください。記録があることは、請求を首尾よく提出して実証する上で重要になります。

#### 14. 支払いはいくらになりますか？

現時点では、各有資格請求者が正味和解基金から受け取る金額や支払いが行われる時期は、正確にわかっていません。貴殿への支払金額は、現分配計画が承認された場合にはその計画により、または裁判所の承認するその他の分配の計画により決定されます。分配計画は、[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)から入手するか、または請求管理者フリーダイヤル：1-888-582-2289（米国とカナダ以外からは1-330-333-7253）に連絡することで入手できます。

分配計画では、請求管理者は、まず外国為替スポット取引、外国為替フォワード、外国為替スワップ、OTC外国為替オプション、外国為替先物取引、外国為替先物取引のオプションのような各種の外国為替商品における、集団メンバーの適格な取引高を判断します（「和解取引高」）。続いて、相互に比較して集団メンバーの請求額を推定するモデルが適用されます。このモデルでは、通貨ペアや取引規模のような一定の取引特性に加重計算を適用して各請求者の潜在的請求金額を計算します（「適格参加金額」）。

正味和解基金（弁護士費用、訴訟費用、請求管理費用および他の裁判所の承認した諸経費を控除後の残額）は、有資格請求者全員に分配されます。裁判所が和解を承認した場合、和解被告に金銭を戻すことはありません。

正味和解基金の分配は、3つの決済解決カテゴリーに基づいて行われます。有効な請求書式を提出したすべての請求者は、最低でも15ドルの「僅少支払金」を受け取ります。推定補償額が150ドル以下（ただし15ドル以上）の請求者には、150ドルの「自動支払」が適用されます。推定補償額が150ドルを超える請求者は、すべての請求者の適格参加金額の合計に対する当該請求者の適格参加額の割合に基づいて、「比例配分支払」で補償されます。決済解決カテゴリーに関する詳細は、分配計画書をお読みください。



裁判所は、分配計画を仮承認していますが、公正審理で、またはその後、依然として分配計画を承認するかどうかを決定する必要があります（質問15で説明）。

**15. いつ支払いを受けられますか？**

2018年5月23日午後4時00分に裁判所において、和解および分配計画を承認するか否かを決定するための公正審理が開かれます。裁判所が本件和解および分配計画を承認した場合であっても、その後、上訴が行われることがあります。上訴手続きが完了するまでに1年以上かかることもあります。もうしばらくお待ちください。状況の最新情報は、[WWW.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://WWW.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)に掲示されます。

**16. 請求書式を提出した後、何かする必要がありますか？**

請求書式が提出された後、請求管理者は、貴殿の請求書式を評価して、貴殿が和解グループのメンバーであること、および貴殿の請求金額を証明するのに十分な情報を提供しているかどうかを判断します。貴殿の請求書式が不十分または不完全であると請求管理者が判断した場合、請求管理者は貴殿に連絡します。その後、請求の有効性について貴殿が請求管理者の満足する情報を提供した場合、貴殿は他に何もする必要はありません。何らかの紛争が解決できない場合、集団訴訟代理人は、正味和解基金の分配の前に、紛争を裁判所に通知し、裁判所が貴殿の請求の有効性の最終判断を行います。

2003年1月1日から2015年12月15日までの期間中の外国為替商品および取引所外国為替商品の取引に関する全記録は、請求書式を提出する際に使用するもので、保管しておいてください。記録があることは、請求を首尾よく提出して実証する上で重要になります。

**17. 支払いを受ける際の代償はありますか？**

脱退しない限り、貴殿は和解グループメンバーに留まります。このことは、各和解被告または各免責対象当事者を相手取る本件訴訟中の放棄対象請求について、貴殿は訴訟を提起または継続できないこと、あるいは他のいかなる訴訟にも参加できないことを意味します。発効日に、集団原告および和解グループメンバー全員は、自己および各放棄当事者を代表して、免責対象当事者を相手取る全放棄対象請求について、その完全で最終的かつ永久的な放棄、免除、断念および放免を行ったとみなすものとし、さらに終局判決の作用により同左となるものとします。これは、当該和解グループメンバーが請求書式を作成し提出するか否かにかかわらず。

この項で用いられている主な用語は、和解合意、仮承認命令または本通告書で定義されています。参照しやすいように、これらの用語の一部を以下に列挙します。

- 「免責対象当事者」とは、各和解被告、ならびにその現在・過去・未来の、直接的および間接的な、親会社（持株会社を含む）、子会社、関係会社、アソシエイト（全部がSEC Rule 12b-2 promulgated

pursuant to the Securities Exchange Act of 1934 (1934年証券取引所法に従い公布されたSEC規則12b-2) で定義されるとおり)、部門、前身、後継者のそれぞれ、さらには前者それぞれの役員、取締役、従業員、代理店、弁護士、法定もしくはその他の代理人、管財人、後継者、執行者、管理人、アドバイザーおよび譲受人のそれぞれをいいます。免責対象当事者には、本件訴訟中で先に名前の挙がった、その他の人を含みません。

- 「放棄当事者」とは、集団原告ならびに自己およびそのそれぞれの過去・現在・未来の役員、取締役、株主、代理店、従業員、法定もしくはその他の代理人、パートナー、アソシエイト、管財人、親会社、子会社、部門、関係会社、後継者、執行者、管理人、購入者、前身、後継者および譲受人を代表しての各集団メンバーを、個別にまた総称的にいいます。これは、和解書中で定められた和解に異議を唱えるか否かにかかわらず、また、正味和解基金からの支払いのために請求を行うか否かにかかりません。
- 「放棄対象請求」とは、当初から発効日までに本件訴訟の事実の叙述または修正訴状もしくは訴状中の請求申立てに存在し、そこから生起すると主張されているかまたは主張された可能性のある各行為について、それから生起し、またはそれと何らかで関係する、ありとあらゆる種類の請求を意味しますが、これには、和解書で定義されたとおりの「未知の請求」、訴因、交差請求、反訴、課徴金、負債、督促、判決、訴訟、債務、借金、相殺請求、取戻権、または、集団であれ個別であれ、法律上であれ衡平法上であれ、憲法、制定法、規制、条例、契約の下でもしくは事実上それ以外で生起するのであれ、いつ負担したのであれ、料金、費用、違約金、罰金、借金、経費、弁護士費用および損害賠償のためのいかなる種類であれ、あらゆる義務に対する法的責任（呼称を問わない）、ならびに既知にせよ未知にせよ、嫌疑の有無を問わず、申立ての有無を問わず、あらゆる性質の法的責任（連帯責任を含む）を含みます。これには以下を含むものとみなしますが、これらに限定されません。(i) 免責対象当事者とその他の外国為替ディーラーまたは本件訴訟の共同謀議容疑のその他の参加者との間の、チャット、インスタントメッセージ、電子メールまたは他の手段による、外国為替商品、外国為替取引または外国為替ベンチマークレートに関する通信、(ii) 免責対象当事者とその他の外国為替ディーラーまたは本件訴訟の共同謀議容疑のその他の参加者との間の、チャット、インスタントメッセージ、電子メールまたは他の手段による、外国為替商品、外国為替取引または外国為替ベンチマークレートに関する、合意、取決めまたは了解、(iii) 免責対象当事者とその他の外国為替ディーラーまたは本件訴訟の共同謀議容疑のその他の参加者との間の、顧客情報の

共有共用または交換（これには、顧客の身元、取引パターン、取引、純持高もしくは注文、ストップロスもしくはバリアオプション、価格設定、外国為替商品に関するスプレッド、外国為替取引または外国為替ベンチマークレートを含むがこれらに限定されない）、(iv) W M/Reuters fixing rates（午後4時00分のロンドンクロージングスポットレートを含む）の設定、算定、人為操作または使用、および当該レートに影響を与えうるような取引、(v) ECB FX reference rates（ロンドン時間午後1時15分に設定されるECBレートを含む）の設定、算定、人為操作または使用、(vi) CME daily settlement ratesの設定、算定、人為操作または使用、(vii) その他の外国為替ベンチマーク（ベンチマーク仲値、ベンチマーク決済レートまたはベンチマーク参考基準レートを含む）の設定、算定または使用、(viii) 各外国為替商品または外国為替取引所ベースの商品の価格、スプレッドまたはレートの設定、算定、連絡、人為操作または使用、(ix) 各外国為替価格、スプレッドまたはレートの設定、算定、人為操作または使用に関する、免責対象当事者その他の外国為替ディーラーまたは本件訴訟の共同謀議容疑のその他の参加者との間の、各和解被告が所有している顧客情報または秘密情報の交換。

和解合意では、放棄対象請求の定義から除外される特定の請求を定義しています。これには次のものが含まれます。

(i) 本書中のこれと異なる記載にもかかわらず、[和解被告の] アルゴリズムによる、または電子的な取引プラットフォームに構築された、予想される遅延に関係し、[和解被告] がスポット注文または取引要望を拒絶する結果となった「ラストルック」請求（これには電子証券取引ネットワーク上での取引を含む）であって、[和解被告] が店頭外国為替市場で提示または表示した価格ベースで提出されたもの、(ii) 完全に米国外で実行されて外国法に基づき発生し、米国外に住所を定める放棄当事者または人に帰属する取引に基づく請求。

和解集団メンバーに留まることにより、和解しない被告に対する貴殿の請求を放棄しないこととなります。

## 18. 何もしないとどうなりますか？

貴殿が和解集団の説明の一つに当てはまる場合には、自動的に和解集団のメンバーとなります。ただし、請求書式を提出しない場合には、貴殿は、本件和解から何らの支払いも受けません。貴殿は、過去および将来の裁判所判決により拘束されますが、これには和解および和解による棄権に関するものを含みます。脱退しない限り、貴殿は、放棄対象請求に基づいて和解被告または免責対象当事者を相手取り、訴訟を提起または継続す

ることはできず、また他のいかなる訴訟にも参加することはできません。放棄対象請求についての説明は質問17を参照してください。

### 和解から脱退する

#### 19. 和解集団に留まりたくない場合は、どうすればよいですか？

貴殿が和解集団のメンバーで、和解集団に留まることも本件和解からの支払いも望まない場合は、和解から脱退するための手段を講じる必要があります。これは、集団への「選択的不参加」と呼ばれる場合もあります。

本来ならメンバーである和解集団から脱退するために行動を起こすと、貴殿は、本件和解により解決される請求について、単独で各和解被告または他の各免責対象当事者を訴えることができます。ただし、貴殿は、本件和解から何らの金銭も受けることはなく、また、集団訴訟代理人は、和解被告を相手取る各請求に関して貴殿を代表しなくなります。ただし、集団訴訟代理人は、和解しない被告に対する継続的訴訟においては、引き続き貴殿を代表します。メンバーである和解集団から脱退する場合、貴殿は、15件すべての和解から脱退することになります。

本件和解から金銭の受け取りを望む場合には、脱退しないでください。本件和解から金銭を受け取るためには、請求書式を提出する必要があります。

#### 20. 脱退する方法は？

請求管理者に書面で「除外要請」を送付することにより、脱退することができます。除外要請は、(i)書面により、(ii)その「者」（請求を行う個人または法人をいう）またはその資格を有する代表者によって署名され、(iii)その者の氏名・名称、所在地および電話番号が記載され、(iv)和解集団のメンバーであるという証拠を含み、(v)受領した場合には、本人の請求書式に請求者ID番号があり、さらに(vi)「私／当社は、本書により、私／当社が外国為替基準レート反トラスト訴訟事件における和解から脱退することを請求します」という声明または実質的に同じ内容で署名を付した声明を含む必要があります。

和解集団のメンバーであるという証拠は、以下からなります。(i)請求の提出者が被告または被告に関係する当事者と直接外国為替商品を取引したことまたは取引所外国為替商品の取引の証拠、および(ii)外国為替商品または取引所外国為替商品を取引した者が、(1)米国に住所を定めていたこと、または(2)米国外に住所を定めていた場合には、当該外国為替商品が米国内で取引されたこともしくは当該取引所外国為替商品が米国内にある取引所で取引されたことのいずれかの証拠。そのような証拠は、取引確認書、取引報告書や取引明細書、または和解集団のメンバーであることを立証する他の記録から構成されることがあります。



承認すべきなのか、あるいはすべきではないと考えるかについての理由を伝えることができます。裁判所は、貴殿の見解を考慮します。

異議を申し立てる場合には、書面で行う必要があります。貴殿の異議申立書の要件は、次のとおりです。(i) 案件の名称を特定する (*In re Foreign Exchange Benchmark Rates Antitrust Litigation*, No. 1:13-cv-07789-LGS (S.D.N.Y.))、(ii) 貴殿の名前、住所、電話番号を明記する、(iii) 自身またはその代理人弁護士が公正審理に出廷するつもりであるか否かを記載する (ただし、裁判所が和解についての貴殿の見解を考慮するのに出廷は必要ではない)、(iv) 貴殿が和解集団のメンバーであることの証明の提出 (和解集団のメンバーであることを証明する方法の記述については質問20を参照)、および(v) なぜ公正審理に出廷して見解を表明したいかの理由を含む、異議の具体的な理由 (公正審理での発言を請求する方法の記述については、質問30を参照)、ならびに裁判所に考慮を望む一切の書類もしくは書面を記載する。

電話や電子メールでは、異議を表明することはできません。必ず、面の郵送によってこれを行う必要があります。異議を裁判所に考慮してもらうには、2018年2月7日までの消印で次の住所宛てに郵送しなければなりません。

In re Foreign Exchange Benchmark Rates Antitrust Litigation  
c/o GCG  
P. O. Box 10239  
Dublin, OH 43017-5739

請求管理者は、貴殿の異議を集団訴訟代理人に提出し、集団訴訟代理人が、貴殿の異議を裁判所に提出します。期限までに有効に異議を提出しない場合には、貴殿の見解は裁判所またはいかなる上訴裁判所からも考慮されません。

## 25. 異議の申立てと脱退の違いは何ですか？

異議申立ては、裁判所に和解についての否定的な見解を伝えることです。和解集団のメンバーに留まって脱退しない場合にも、和解に対して異議を申し立てることができます。和解から脱退することは、本件和解のまたは和解集団のメンバーであることを望まないことを裁判所に伝えることです。脱退すると、和解の影響をそれ以上受けることはないため、和解に異議を申し立てる権利を失います。

## 訴訟代理人

### 26. 本件には弁護士がいますか？

裁判所は、本訴訟において貴殿および和解集団を代表するために、下記の弁護士を選任しています。

Christopher M. Burke  
Scott+Scott, Attorneys at Law, LLP  
707 Broadway, Suite 1000  
San Diego, CA 92101  
電話:619-233-4565  
cburke@scott-scott.com

Michael D. Hausfeld  
Hausfeld LLP  
1700 K Street, NW, Suite 650  
Washington, DC 20006  
電話:202-540-7200  
mhausfeld@hausfeld.com

上記の弁護士は、集団訴訟代理人といます。集団訴訟代理人は、弁護士費用および訴訟費用について和解基金からの支払いを裁判所に申請することができます。集団訴訟代理人の役務に対して別途請求がなされることはありません。自分の弁護士を代理人にしたい場合には、自己の費用負担で訴訟代理人を雇うこともできます。

### 27. 弁護士への支払いはどのようになっていますか？

現時点では、集団訴訟代理人は弁護士費用の支払いを一切受けておらず、また現金支出の弁済もされていません。一切の弁護士費用および支出は、公正かつ合理的であると判断された金額が裁判所により承認されなければ支払われません。和解の規定によると、集団訴訟代理人は、弁護士費用および支出の弁済について和解基金からの支払いを裁判所に申請することができます。2018年1月12日までに、集団訴訟代理人は、弁護士費用の支払いと、和解基金の18%を上限とした総額での訴訟費用の弁済を要求します。

前記は、弁護士費用および訴訟費用の請求についての概略にすぎません。係る請求のための申立ては、2018年1月12日に提出された後、和解ウェブサイト上で確認することができます。その日以降、申立書の内容を参照したい場合には、[WWW.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://WWW.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)をご覧ください。

弁護士費用および訴訟費用の請求申立ては、公正審理以降に裁判所によって検討されません。

## 裁判所の公正審理

### 28. 裁判所は、いつ、どこで和解を承認するかどうかを決めるのですか？

裁判所は、東部標準時2018年5月23日午後4時00分に、Thurgood Marshall United States Courthouse, 40 Foley Square, New York, New York 10007に所在するUnited States District Court for the Southern District of New Yorkにおいて、公正審理を開く予定です。公正審理は、貴殿への予告なく別の日時に変更される場合があります。出席

は必須ではありませんが、出席を予定する場合には、旅行計画を作成する前に[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)をご確認ください。

公正審理では、和解が公正で合理的かつ十分であるか否かが裁判所によって検討されます。裁判所は、分配計画ならびに弁護士費用および訴訟費用の請求も承認するかどうかを検討します。さらに、異議がある場合も、このときに検討されます。公正審理に要する時間や裁判所がその決定をいつ行うのかはわかりません。裁判所の決定は上訴することができます。

**29. 公正審理に出廷する必要がありますか？**

いいえ。裁判所が行う質問については、集団訴訟代理人が答えます。ただし、自己の費用での出廷は歓迎します。異議を送付した場合でも、意義について発言するために裁判所に足を運ぶ必要はありません。異議が書面により期限内に郵送されている限り、裁判所はそれを考慮します。また、自ら雇用した弁護士に出席させることもできますが、義務づけられてはいません。

**30. 公正審理において、自ら発言することはできますか？**

公正審理で発言するために、裁判所の許可を求めることができます。公正審理に出廷して異議の表明を希望する場合（自身で行うか、あるいは自己の費用で雇った弁護士によるかにかかわらず）、異議申立書を提出し、貴殿が（または場合により貴殿の弁護士が）公正審理で発言するための許可の請求を異議申立書に含める必要があります。

電話や電子メールでは、公正審理での発言の許可を求めることはできません。必ず、面の郵送によってこれを行う必要があります。貴殿の異議および場合によっては公正審理での発言許可の請求は、2018年2月7日までの消印で次の住所宛てに郵送しなければなりません。

In re Foreign Exchange Benchmark Rates Antitrust Litigation  
c/o GCG  
P. O. Box 10239  
Dublin, OH 43017-5739

請求管理者は、貴殿の異議および公正審理での発言許可の請求を集団訴訟代理人に提出し、集団訴訟代理人が、それを裁判所に提出します。

詳しい情報を得るには

**31. 詳しい情報を得るには、どうすればよいですか？**

この通告書には和解合意および分配計画についての概要が記載されています。詳細は、和解合意および分配計画に記載されており、その文面は[www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM](http://www.FXANTITRUSTSETTLEMENT.COM)でご覧いただけます。和解ウェブサイトには、本件和解についての一般的な質問に対する



回答、請求書式その他ご自身が和解集団のメンバーであるか否か、支払い対象になるか否かの判断に有益な情報が記載されています。フリーダイヤル：1-888-582-2289（米国とカナダ以外からは1-330-333-7253）に電話するか、または次の住所宛てに請求管理者まで書簡でご連絡いただくこともできます。

In re Foreign Exchange Benchmark Rates Antitrust Litigation  
c/o GCG  
P. O. Box 10239  
Dublin, OH 43017-5739

**\*\*\*\*本通告書や追加的な情報について、裁判所または裁判所の事務室への問い合わせはご遠慮ください。\*\*\*\***

日付：2017年 9 月 29 日

裁判所の命令により